

「第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（はつらつプラン）」
の策定について

【高齢福祉課・介護保険課・介護事業指導課】

1 概要

○老人福祉法第20条の8第1項に定める「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に定める「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的なものとして策定。

○期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間。

2 第8期の取組状況

(1) 第8期における各施策の取組状況

資料8-2「Ⅳ. 第8期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について」のとおり。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

①高齢者の身体機能が低下

高齢者への感染拡大を防止する観点から、高齢者の外出の機会が減少するとともに、家族や友人との交流が制限されてきた。これにより、高齢者の身体機能・認知機能の低下に加え、社会的な分断が懸念されている。

②住民主体の通いの場が減少

「住民主体の通いの場の数」については、活動を定期的に行うことができなかった団体が多く、R3年度に大幅に減少した。

③介護サービスの利用割合の変化

本市の介護サービスの利用割合を分析すると、R元年から、訪問看護・居宅療養管理指導がコロナ流行時期に増加傾向にある一方、通所リハや地域密着型通所介護等、通う部類のものは減少傾向にある。

3 策定体制

学識者、関係団体、市民公募委員等による策定委員会により審議

4 策定の工程

5月	第1回策定委員会 議題：策定方針、サービス量の見込みに関する専門委員会の設置
6～7月	第1・2回サービス量の見込みに関する専門委員会 議題：介護保険事業計画における基盤整備
9月 11月	第2回策定委員会 議題：計画骨子案 第3回策定委員会 議題：計画素案
1月	パブリックコメント、 第3回サービス量の見込みに関する専門委員会 議題：介護給付費等サービス量の見込み及び保険料の設定
2月	第4回策定委員会 議題：計画案 介護保険条例改正案上程

IV. 第8期熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について

1 生きがいづくり

① これまでの主な取組

(1) 地域における活躍の場の拡充

○老人クラブやくまもと元気くらぶに対し、活動助成金を交付するとともに、市政だよりや情報誌等で活動状況を紹介するなど、元気な高齢者自身が地域における高齢者の課題を自主的に解決している事例の紹介を通じて、他地域においても自主的な取り組みが広がるよう周知を行いました。

○コロナ禍で活動が停滞していた介護予防サポーターに対し、フォローアップ講座を開催し、その中で、地域活動におけるスマートフォンやタブレットの活用方法に関する講座も実施しました。

(2) 趣味・学習等を通じた交流の機会の拡大

○「老人福祉センター」や「老人憩の家」、「介護予防支援事業推進のための施設」等高齢者が地域の中で、人との交流を持ちながら学習や趣味活動を行う拠点となる施設を運営するとともに、地域での各種イベント、介護予防活動の場として活用しました。

○松尾北老人憩の家については主に老人クラブの活動の場となっていましたが、老人クラブ解散により利用者がいなくなったことにより廃止となりました。ほか地域活動については近隣の地域公民館や地域コミュニティセンターが活用されています。

○高齢者の積極的な外出促進のために交付している熊本市優待証（さくらカード）とおでかけICカードについて、おでかけICカードへの一本化を図り、利用者の利便性向上を図りました。

(3) 就労支援

○高齢者の就労支援としてシルバー人材センターへの助成を行いました。

○高齢者の就労を支援するために、市政だよりにおいて、シルバー人材センターをはじめとした、高齢者が就労を希望する際の相談窓口の紹介を行いました。さらに、実際に就労している場面や、長年保育士で就労した経験を活かした就労している方へのインタビューも行うなど、高齢者がこれまで培ってきた経験を活かせる就労につながるような周知を行いました。

区分 \ 年度		令和3年度	令和4年度
高齢者の活動拠点	老人福祉センター数(所)	10	10
	老人憩の家数(所)	130	128
	介護予防支援事業推進のための施設数(所)	3	3
熊本市おでかけICカード交付者(人)		77,293	78,514

老人クラブ	クラブ数	503	477
	会員数（人）	20,651	18,621
シルバー人材センター会員数（人）		2,256	2,320

② 今後の主な課題

（１）地域における活躍の場の拡充

- 高齢者の多趣味化や地縁の希薄化、定年延長等を背景に、地域活動の担い手や参加者の高齢化及び固定化の傾向が見られます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により活動を休止している地域団体が多くあります。

（２）趣味・学習等を通じた交流の機会の拡大

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休館がなかったため、老人福祉センターの延べ利用者数が令和３年度約 29 千人に対し令和４年度が約 71 千人となった。継続して利用者の活動の場としての役割を果たします。

（３）就労支援

- 高齢者の体力や身体機能は向上しており、人生 100 年時代を見据え、高齢者の知識や経験をいかし、生きがいを持って、社会の支え手側として活躍し続けることができるよう、多様な就労機会を創出していくことが重要です。

2 健康づくり

① これまでの主な取組

(1) 健康づくりとフレイル対策

- 生活習慣病予防として、CKD（慢性腎臓病）予防啓発や糖尿病予防啓発、特定健診・特定保健指導に関する啓発を実施しています。
- 心疾患患者の悪化防止を目的に健康運動指導士等の専門職がウォーキング等の運動指導を行う循環器疾患悪化防止対策モデル事業にも取り組みました。
- 歩く、健診を受ける等、日々の健康づくり活動をポイントとして貯めることができ、一定の活動成果によって抽選で賞品が当たる等の仕組みにより、気軽に楽しみながら、生活習慣の改善につなげる健康ポイント事業を実施しています。
- 住民主体の介護予防活動「くまもと元氣くらぶ」や高齢者サロン等の活動を支援しました。また、コロナ禍においては、自宅で出来る筋力アップ運動や、口腔ケアのポイントなどをまとめた運動手帳を作成、配布し、高齢者の「フレイル（虚弱）」が進行させないよう取り組みました。
- 地域と関係団体、行政が連携して、地域の健康課題を共有するとともに、地域の特性や人材などの強みを活かした校区単位の健康まちづくりに取り組んでいます。

〈生活習慣病予防〉

地域への啓発	令和3年度			令和4年度		
	校区	回数	啓発人数	校区	回数	啓発人数
CKD（慢性腎臓病）予防啓発	11 校区	43 回	540 人	43 校区	66 回	1,032 人
糖尿病予防啓発	31 校区	75 回	904 人	40 校区	90 回	1,717 人
循環器疾患予防啓発実績	35 校区	72 回	968 人	77 校区	201 回	3,172 人
喫煙・COPD（慢性閉塞性肺疾患）の啓発	2 校区	4 回	50 人	43 校区	66 回	1,032 人
特定健診の啓発	71 校区	99 回	1,319 人	40 校区	90 回	1,717 人
がん検診・がん予防の啓発	82 校区	317 回	5,772 人	77 校区	201 回	3,172 人

〈運動機能の強化〉

地域への啓発等	校区	回数	啓発人数
介護予防・ロコモティブシンドローム・フレイルに関する啓発（令和4年度）	58 校区	143 回	2,700 人

〈歯科保健の推進〉

取組	令和3年度	令和4年度
8020 達成者の表彰（8020 表彰）	43 人	54 人

〈地域での健康づくり〉

地域への啓発等	令和 3 年度	令和 4 年度
市民と協働で健康をテーマとしたまちづくりを実施する校区	68 校区	68 校区

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」として、住民主体の「地域支え合い型サービス（通所・訪問・移動支援）」に対する支援、フレイル対策として「短期集中予防サービス（運動・口腔・栄養）」、一般介護予防事業として「くまもと元気くらぶ」に対する支援等を実施しています。
- 短期集中予防サービスの効果的な実施のため、受託者の確保に向けた周知・広報を実施したほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、リハビリテーション専門職の派遣が困難な場合などにおいて、通いの場へ ICT を活用した遠隔による運動指導等を実施できるよう環境整備を行いました。
- 健康づくりや介護予防における地域活動の担い手となる「介護予防サポーター」の養成講座の中で、今後、地域活動の中で利活用が見込まれる ICT について、スマートフォンやタブレットの基本的操作の習得や実際の地域活動で活用する方法などを取り入れた内容で実施しています。

(3) 自立支援・重度化防止

- 高齢者支援センターささえりあにおいて、多職種による自立支援型地域ケア会議を定期的に実施するほか、新規の要介護（要支援）認定申請時において、自立支援型ケアプラン作成に向けたリハビリテーション専門職を派遣する等、自立支援型ケアマネジメントの普及に向けた取組を実施しました。
- 自立支援・重度化防止の視点からケアプラン点検を実施するとともに、頻回な訪問介護を位置づけるケアプラン検討会議を実施し、多職種とともにケアプランを検討しました。
- 自立支援型ケアマネジメントを一層推進していくため、ケアプラン点検の対象を軽度者（要支援 1, 2, 要介護 1）のプランとしました。
- 医療・介護等の多職種が参加する自立支援型地域ケア会議の開催による介護支援専門員のケアマネジメント力向上や、自立支援型ケアプラン作成に向けたリハビリテーション専門職との連携強化とともに、各種研修会等を通じた介護保険の理念の普及と市民向けの情報発信を行っています。

② 今後の主な課題

(1) 健康づくりとフレイル対策

- これまでのコロナ禍での生活自粛により、生活習慣病やフレイルのリスクが高まって

おり、それらの予防や悪化防止の取組強化を図るとともに、地域活動への参加を促し高齢者が社会参加や人とのつながりをつくる取組が必要です。

○これらの取組を推進するために、校区単位の健康まちづくり活動や地域主体の介護予防活動など、地域住民とともに健康づくりに取り組む環境整備を進める必要があります。

○要支援者に対するケアプラン作成の基本報酬は要介護者の半分以上であることから、高齢者支援センターささえりあから受託する居宅介護支援事業者が減少、自立支援の促進やささえりあの包括的支援業務への注力を阻害する要因となっています。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業

○地域の介護予防活動をさらに普及拡大させるとともに、持続的な活動を行うにあたっては、活動の担い手である介護予防サポーターの養成に取り組むとともに、介護予防サポーターが実際に活躍できる場の提供や、地域のニーズに応じたスキルアップが必要です。また、地域ニーズとのマッチング体制を整備する必要があります。

○身近な地域で、本人に合った短期集中予防サービスが利用できる体制を整備するため、職能団体をはじめ、多様な活動を行う団体にも参画していただく必要があります。また、効率的なサービスの活用に向け、介護支援専門員等への周知や後期高齢者の健診事業と一体的に実施していく取り組み等についても強化していく必要があります。

(3) 自立支援・重度化防止

○「自立支援型ケアプラン作成に向けたリハビリテーション専門職派遣事業」は、利用数が伸び悩んでいるため、介護支援専門員等への事業の周知を行っていく必要があります。

○ケアプラン点検や、頻回な訪問介護を位置付けるケアプランの検討会議では、未だ自立支援に向けたケアプランとなっていない事例が多いことから、さらなる普及拡大を図っていく必要があります。

○要支援者に対するケアプラン作成の基本報酬は要介護者の半分以上であることから、高齢者支援センターささえりあから受託する居宅介護支援事業者が減少、自立支援の促進やささえりあの包括的支援業務への注力を阻害する要因となっています。

3 生活支援

① これまでの主な取組

(1) 自立生活支援

- 日常生活への支援が必要な高齢者に対して、緊急通報装置の貸し出しや寝具乾燥サービスを行うほか、高齢者を介護する家族への紙おむつ等の支給を行いました。
- 高齢者が地域で自立した生活を送っていくために、区役所福祉課及び各高齢者支援センターささえりあに配置している生活支援コーディネーターを中心として、地域資源の掘り起こしや地域への働きかけを行い、高齢者の居場所づくりや生活支援等の多様なサービスを提供できる体制を整備しました。
- 民生委員をはじめとする地域住民や高齢者支援センターささえりあ等が感染拡大防止に留意しながら、見守りが必要な高齢者に対し、電話や訪問等を行いました。

(2) 災害時における支援

- 災害時要援護者登録者名簿に未登録の避難行動要支援者に対し、郵送により同名簿への登録勧奨を行ったほか、地域の会合等に出向き、制度の周知や協力依頼を行いました。
- 福祉避難所について、福祉施設関係者等への周知・意見交換を行ったほか、開設にあたっての手順確認や連絡調整に関する模擬訓練を実施しました。

(3) 移動手段の確保と交通安全意識の高揚

- 生活支援コーディネーターを中心に、「地域支え合い型サービス」の補助金を活用する等、住民主体の移動支援サービスの普及拡大を図りました。
- 公共交通空白地域及び公共交通不便地域に対しては、地域と協働体制を構築しながら乗合タクシーを運行しています。

(4) 重層的支援体制の整備

- NPO 法人等と行政の連携を推進するとともに、より身近な場所での支援の輪を広げることを目的として、孤独・孤立支援に取り組む NPO 団体を紹介するリーフレットを作成しました。

② 今後の主な課題

(1) 自立生活支援

- 高齢者、特にひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、生活支援や地域の見守りが必要な高齢者数の増加が見込まれるため、住民主体の地域支え合い型サービスの担い手や質の確保、持続的運営に向けた継続的な支援を行うとともに、介護予防サポーターについても、生活支援を活動内容に含めるなど、多様な主体によるサービスの提供が必要です。

○地域の高齢者の見守り活動の担い手として、企業等との連携について検討する必要があります。

（２）災害時における支援

○災害時における避難行動要支援者への支援について、災害時要援護者登録者名簿への登録勧奨を継続して行うとともに、自治会や民生委員・児童委員等の地域関係者と連携した実効性のある避難支援プランの作成が必要です。また、災害時要援護者避難支援制度について、より円滑な運用を目指し、関係部局等とともに制度の見直しを検討する必要があります。

○福祉避難所についての周知や、災害発生を想定した訓練の実施を踏まえ、マニュアルの見直しを行うとともに、指定福祉避難所に関しては、関係部局等と連携し、法改正の趣旨を踏まえ研究していく必要があります。

（３）移動手段の確保と交通安全意識の高揚

○住民主体の移動支援サービスの更なる普及に向け、「地域支え合い型サービス」の制度の周知や広報を強化するとともに、分かりやすい制度設計や、申請書類の簡素化等の検討も必要です。

（４）重層的支援体制の整備

○相談者の属性・世代・相談内容にかかわらず、熊本市全体で相談を受け止め、支援する体制を整備するにあたり、各関係機関と連携ができる体制、意識、知識の醸成が必要です。

4 住まいの確保

① これまでの主な取組

(1) 安心して暮らせる環境づくり

- 高齢者が賃貸住宅において安心して暮らすことができるよう、サービス付き高齢者向け住宅の整備を促進するとともに、定期報告等を行わせることで管理状況を把握し、指導等による管理の適正化を図りました。
- 高齢者が民間賃貸住宅等へ円滑に入居できる環境を整備するため、熊本市居住支援協議会により、住み替えについて安心して相談できる窓口を運営しました。
- 高齢者の家庭内事故を未然に防止し、居住の安定に寄与するため、高齢者が住宅におけるバリアフリー化改修工事を行う際の工事等費用の補助を100件（令和4年度）実施しました。

(2) 自らに合った暮らし方を選択できる住まいづくり

- 高齢者が持ち家に住み続けることができるよう、介護保険による住宅改修制度や「熊本市高齢者及び障害者住宅改造費助成事業」によるバリアフリー化を含むリフォーム助成制度等についての情報提供を実施しました。
- 市民に対して、住宅制度や福祉制度、高齢者向け住宅や福祉施設の入居情報等に関するわかりやすい情報発信を行います。

② 今後の主な課題

(1) 安心して暮らせる環境づくり

- 熊本市内の高齢者向け住宅の需要が高く、低家賃のサービス付き高齢者向け住宅のさらなる供給促進が必要です。
- 保証人がいない等の理由により、民間賃貸住宅等への入居を断られるケースが発生する等の問題に対して、高齢者が円滑に民間賃貸住宅等へ入居できる仕組みづくりが必要です。
- 「高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金」のさらなる周知や、利用しやすい制度にするための改善が必要です。

(2) 自らに合った暮らし方を選択できる住まいづくり

- 熊本市の高齢者の住まいの現状として、約76%が持ち家であること、また、自宅での事故で重症化するケースが多いことから、安心して暮らせる環境づくりが重要です。

5 認知症の人の支援

① これまでの主な取組

（１）認知症の人の理解を深めるための普及啓発

- 認知症サポーター養成講座を開催し、令和３年度は 3,868 名、令和４年度は 5,720 名の認知症サポーターを養成しました。令和２年度から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため通常の開催が困難となりましたが、オンライン研修の活用等により、多くの認知症サポーターを養成することができました。
- 認知症の人を支える認知症サポーターの養成講座を地域や学校、民間企業で開催するとともに、各種広報を通じて、市民に対する認知症の正しい理解の浸透に努めました。
- 世界アルツハイマーデー（毎年９月 21 日）及び月間（毎年９月）等の機会を捉え、本人発信を含むイベント等の普及啓発に取り組みました。

（２）認知症の予防

- 高齢者支援センターささえりあや認知症地域支援推進員による認知症に関する相談対応のほか、初期集中支援チーム（対応最終ケース数 令和３年度：17 件、令和４年度：24 件）や認知症疾患医療センター（鑑別診断数 令和３年度：266 件、令和４年度：310 件）との連携により、早期診断・対応を実施しました。
- 厚生労働省が実施する、認知症の予防に関する調査研究を注視しつつ、運動不足の改善、生活習慣病予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、「通いの場」等の普及拡大と参加促進を図っています。
- ※「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

（３）適切な医療や介護サービスへのつなぎと対応・介護者への支援

- 認知症コールセンターを設置し、認知症の人やその家族等からの相談に対応しました。（令和４年度 1,216 件）
- 医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関等をつなぐコーディネーターとして各区役所に配置した認知症地域支援推進員や、高齢者支援センターささえりあ等により認知症の人に関する様々な相談に対応しています。
- かかりつけ医や歯科医師、薬剤師等の医療関係者、介護サービス従事者等に対する認知症に関する研修を行い、早期発見や適切なケアを実施できる体制づくりに取り組んでいます。
- 認知症の人やその家族が集う認知症カフェに関する開設場所や運営方法等の情報を提供しています。

（４）認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援

- 認知症サポーターの養成により地域での見守り体制を構築するとともに、所在が不明となった場合に備え、ICT による検索システムを活用した認知症の人を見守る体制を整

備しました。

○認知症コールセンターには、若年性認知症専門コーディネーターについても配置し、就労支援を含めた若年性認知症に対する相談窓口としての機能を担っています。

② 今後の主な課題

（１）認知症の人の理解を深めるための普及啓発・本人発信支援

○認知症サポーターの活動を活性化させるため、活躍する場の創出が必要です。

※「本人発信支援」とは、「地域で暮らす認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿等を積極的に発信していく」という意味です。

（２）認知症の予防

○令和 7（2025）年には高齢者の 5 人に 1 人が認知症となる推計がある中、地域住民や関係機関のさらなる連携や体制強化が必要です。

（３）適切な医療や介護サービスへのつなぎと対応・介護者への支援

○令和 7（2025）年には高齢者の 5 人に 1 人が認知症となる推計がある中、地域住民や関係機関のさらなる連携や体制強化が必要です。（再掲）

○高齢者数の増加に伴い、成年後見制度を必要とする件数の増加が想定されることから、成年後見制度の理解と普及に向けた取組が必要です。

○新型コロナウイルス感染症の影響により外出を自粛し、家族が高齢者と過ごす時間が多くなることで、認知症の発見による相談件数の増加が想定されます。

（４）認知症バリアフリーの推進、若年性認知症の人への支援

○認知症高齢者の徘徊等に対し、ICT を活用したツールの普及により、地域における見守り体制の強化が必要です。

○若年性認知症の理解を深めるとともに、早期から関係機関と連携し、支援できる体制の構築が必要です。

6 権利擁護

① これまでの主な取組

（１）虐待の防止と対応

- 養介護施設等従事者に対して、集団指導等の機会を捉え、虐待に関する知識・理解の普及啓発、通報義務の周知を行いました。
- 対応マニュアルを活用し、高齢者支援センターささえりあをはじめとする関係機関と連携し、虐待ケースへの対応を行ったほか、虐待対応専門職チームによる担当職員への研修を行いました。
- 専門的知識が求められるケースについては、「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」のアドバイスを受けながら適切な問題解決につなげました。

（２）成年後見制度等による権利擁護

- 成年後見制度を必要とする件数が増加したことから、令和２（2020）年度より対応職員を増員し、体制を強化しました。
- 成年後見制度の利用を促進するための中核機関として熊本市成年後見支援センターを設置しました。
- 申立すべき親族がいない高齢者については、市長申立てによる成年後見制度の活用により権利擁護を図っています。（令和４年度：85件）

② 今後の主な課題

（１）虐待の防止と対応

- 養介護施設等従事者等に対する、虐待に関する知識・理解の普及啓発、通報義務のさらなる周知が必要です。
- 今後も高齢者数が増加することや、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛から、家族の介護負担が大きくなることで、高齢者虐待につながるケースの増加も想定されます。

（２）成年後見制度等による権利擁護

- 高齢者数の増加に伴い、成年後見制度を必要とする件数の増加が想定されることから、成年後見制度の理解と普及に向けた取組が必要です。
- 熊本市成年後見支援センターを中心に、保健・医療・福祉・司法の専門職団体・関係機関が連携協力する権利擁護の地域連携ネットワークの更なる強化が必要です。

7 在宅医療・介護の推進

① これまでの主な取組

(1) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- 「熊本地域在宅医療介護連携体制検討会」を開催し、在宅医療・介護の連携の推進に関する課題抽出やその解決策について協議しました。
- 顔の見える関係づくりを進めるため、区と連携しながら、高齢者支援センターささえりあ圏域における医療関係者や介護関係者の連携、また出前講座等にて情報発信を行いました。
- 在宅医療や介護に関わる関係機関や市民が、在宅医療を提供している機関が分かるようにホームページ上に「在宅医療実施医療機関リスト」を掲載し情報提供するほか、「在宅医療相談窓口」で市民や医療・介護関係者からの相談に対応しました。

(2) 地域の在宅医療・介護を担う人材の育成

- 熊本市医師会と連携し、在宅医療に関する医師向けの研修会の開催や在宅医の育成・資質向上の支援等を実施しました。
- 熊本市医師会において、在宅医養成の研修会の開催や、在宅医療を提供する医療機関の連携強化に向けた検討等を行い、在宅医療提供体制の構築を図ります。
- 介護支援専門員を含めた医療・介護に関する研修会や多職種連携研修会を開催しました。

(3) 在宅医療・介護等に関する市民への普及啓発

- 市民が必要な時に適切な在宅医療・介護サービスを選択できるよう市民講演会や在宅医療に関するふれあい出前講座を実施しました。
- 「人生の最終段階における医療」をテーマにした熊本市版エンディングノートである「メッセージノート」を用いて、市民が自らの人生の最終段階に受けたい医療について考える「ふれあい出前講座」や従事者向け研修会等を実施しました。

〈メッセージノートの出前講座実績〉

令和3年度	5件	307名受講
令和4年度	8件	141名受講

- 在宅医療相談窓口を設置し、市民や医療・介護関係者からの相談に対応しました。

〈相談件数〉

令和3年度	36件
令和4年度	48件

- 南区地域包括ケアシステム推進会議において、令和4年11月「第2回南区人生会議の日～あなたの想いをつなげるために はじめの一步～」を開催し、「人生会議」、「メッセージノート」等について普及啓発を行いました。

② 今後の主な課題

（１）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築

- 今後の在宅医療の需要の増加に対応していくため、訪問診療を行う医師や医療機関を増やすことや、在宅医療を提供する医療機関間、在宅医療・介護実施施設間の連携を強化していく必要があります。
- 高齢者施設からの救急搬送は比較的夜間に多いことから、施設における急変時の対応や看取り体制の整備が必要です。

（２）地域の在宅医療・介護を担う人材の育成

- 施設や事業所における在宅医療・介護従事者不足によって現場スタッフの負担が増加しており、地域の在宅医療・介護を担う人材のさらなる育成が必要です。
- 在宅での生活を支えていくために、医療・介護専門職による連携強化が必要であるため、多職種連携の研修会の開催が必要です。

（３）在宅医療・介護等に関する市民への普及啓発

- 在宅医療に対する理解や ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の啓発および患者の意思を尊重した「人生の最終段階における医療」に関する考え方を普及させていく必要があります。

8 介護保険制度の円滑な運営とサービスの質の向上

① これまでの主な取組

(1) 広報・情報提供の充実

- 介護保険制度や趣旨について、「くまもとの介護保険」や「くまもと介護知得情報」等の印刷物、ホームページ、市政だより、広報ラジオ番組により周知を図りました。
- 介護サービスを選択する際に、事業所や施設の情報が検索できる「介護サービス情報公表システム」について、熊本市ホームページにおいて周知を行いました。
- 要介護（要支援）認定を受けても、介護保険サービスの内容や利用方法が分からずにサービスを利用できないことがないよう、認定申請時に利用方法等について丁寧に説明しています。

(2) 公平・公正な運営の確保

- 公平公正な介護保険制度の運営のため、事業所等に対して、年に1度、集団指導を行うとともに、実地指導を実施しました。
- 要介護認定の平準化に向けて認定調査員研修、審査会委員研修、主治医研修を実施したほか、認定調査員に対してeラーニングシステムによる自己学習に取り組みました。
- 介護給付費の適正化に向けて、住宅改修の点検や介護給付費請求の医療情報との突合や利用者が給付内容をチェックするための介護給付費通知を年2回送付するほか、ケアプラン点検を拡充しました。
- 認定審査会委員の研修を実施し、適切な審査判定に努めています。
- 認定調査や審査会にかかる事務の効率化に向けた検討を進めています。
- 介護サービスの質の確保や保険給付の適正化を図るため、関係法令に基づき適正な指定事務を行うとともに、事業者を対象とした集団指導、実地指導等を実施し、適切な指導監督を行っています。

(3) 介護サービスの質の向上

- 介護サービスの質の向上のため、利用者に対し介護サービスアンケートを実施し、結果をホームページ上で公開しました。
- ケアプランの質の向上のため、自立支援型地域ケア会議での検証や点検並びにリハビリテーション専門職の派遣を通じた事業所への指導や助言を行いました。

(4) 介護人材の確保

- 事業所に対し、処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得の促進を行いました。
- 介護現場のイメージアップ、就業促進等の取組として県と協働で「介護の日」のイベントを開催し、介護分野に学生等の参入を促す啓発を行いました。
- 平成30（2018）年度より関係団体から介護人材確保に関する意見を聴取する機会を持ったほか、令和元（2019）年度から、小規模法人等がネットワークのもとで共同して開催する就労相談会や資質向上のための研修会等への支援を行いました。

(5) 利用者負担軽減制度の利用促進

○利用者や社会福祉法人へ、この制度の周知を図りました。

(6) 障がいのある高齢者に対する支援

○共生型サービスについて事業者にも周知を行いました。

(7) 災害や感染症対策に係る体制整備

○介護事業所等が災害に関する具体的計画を策定する際に必要な情報を提供し、策定された具体的計画を定期的に確認するとともに、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促しました。

○介護事業所等に対し、感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務に当たることができるよう、感染症に関する情報の周知広報を行いました。また、市民に混乱が生じないよう、対応状況について正しい情報を発信しました。

○介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資の備蓄や、応援職員派遣体制を構築しました。

(8) 関係団体・機関との連携

○市医師会介護保険委員会や老人福祉施設協議会、居宅介護支援事業者協議会等において定期的な情報交換や協議を実施しました。

② 今後の主な課題

(1) 広報・情報提供の充実

○介護保険制度の趣旨である自立支援や重度化防止について、さらなる周知が必要です。

○「介護サービス情報公表システム」のさらなる利用促進に向けた情報発信が必要です。

(2) 公平・公正な運営の確保

○引き続き介護保険制度の公平公正な運営を維持していくため、各種取組を継続していく必要があります。

(3) 介護サービスの質の向上

○ケアプランの質の向上のため、自立支援型地域ケア会議での検証や点検並びにリハビリテーション専門職の派遣を通じた 事業所への指導や助言を行っていく等、引き続き介護サービスの質の向上を図るための各種取組を継続していく必要があります。

（４）介護人材の確保

○さらなる処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得を促すほか、事業所のニーズ等を把握し、人材の定着促進に向けたさらなる取組が必要です。

○介護人材確保にかかる様々な取組を検討する必要があります。

（５）利用者負担軽減制度の利用促進

○利用者や社会福祉法人へ、この制度の周知を図るとともに、社会福祉法人に対してさらなる事業実施の申出協力を求めることが必要です。

（６）障がいのある高齢者に対する支援

○共生型サービスについて事業者にも周知を行い、障がいのある高齢者が介護保険サービスを円滑に利用できる環境づくりを進めることが必要です。

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

○感染症発生時においてもサービスを継続するためには、事前の備えが重要であることから、運営指導時の確認や感染症に関する情報の周知広報に継続して取り組むことが必要です。

（８）関係団体・機関との連携

○今後も市医師会介護保険委員会や老人福祉施設協議会、居宅介護支援事業者協議会等において定期的な情報交換や協議を実施していくことが必要です。

9 介護サービス基盤等の整備

① これまでの主な取組

- 令和 7（2025）年のサービス水準の推計を踏まえ中長期的な視点や地域包括ケアシステムを推進する観点から、地域密着型サービスに分類される施設について積極的に整備し、特に整備が進んでいない行政区や日常生活圏域を優先して整備を進めました。
- 在宅等における介護老人福祉施設等の待機者解消のため、介護老人福祉施設（広域型・地域密着型）と特定施設入居者生活介護事業所の整備を一体的に行いました。
- 介護療養型医療施設については、令和 5（2023）年度末をもって廃止される予定であるため、介護医療院等への転換を促しました。
- 第 8 期においても、第 7 期と同様に、団塊の世代が 75 歳に到達する 2025（令和 7）年のサービス水準の推計を踏まえ、中長期的な視点や地域包括ケアシステムを推進する観点から、地域密着型サービスに分類される施設を積極的に整備し、特に整備が進んでいない行政区や日常生活圏域において優先的に整備を進めています。
- 重度の要介護者にも対応できる「終の棲家」ともいえる介護老人福祉施設については、真に入居が必要な要介護 3 以上の高齢者数の増加を見据え、広域型（30 床以上）、地域密着型（29 床以下）の整備とあわせて、特定施設入居者生活介護事業所を整備することで必要数を確保する方針です。

【主な整備状況】

	第 8 期 整備目標数	令和 5 年 (2023) 年度末 整備見込数
介護保険施設		
介護老人福祉施設（広域型）	2,024 床	2,024 床
介護老人保健施設	2,024 床	2,021 床
介護療養型医療施設	0 床	0 床
介護医療院	750 床	775 床
主な地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5 か所	8 か所
小規模多機能型居宅介護	57 か所	50 か所
認知症対応型共同生活介護	1,268 床	1,250 床
地域密着型介護老人福祉施設	547 床	518 床

	看護小規模多機能型居宅介護	10 か所	7 か所
	居住系の居宅サービス事業所		
	特定施設入居者生活介護（混合型）	1,494 床	1,464 床
	その他の施設		
	養護老人ホーム	440 床	440 床
	軽費老人ホーム	697 床	697 床

② 今後の主な課題

○令和5（2023）年度末に第8期の計画数に達する見込みがないサービスについては、その要因等の分析を行い、第9期の整備のあり方を検討する必要があります。